

9. 公共事業の効率的実施に向けた取組

省庁間・事業間の連携を強化

～ 事業効果の効率的な発現を目指す ～

【省庁間の連携の推進】

- 以下の4分野について、関係する省庁が連携して、地方の裁量度を高めるための仕組みを構築
 - ① 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、公共下水道(国交省)、浄化槽(環境省)
同じ市町村において複数の事業を実施する場合に連携を推進
 - ② 農道・林道と地方道(国交省)
農道・林道と地方道(国交省)について、一定の地域において複数の事業を実施する場合に連携を推進
 - ③ 漁港と港湾(国交省)
隣接する第1種漁港と地方港湾について、放置艇対策や双方に効果がある防波堤の整備等を行う場合に連携を推進
 - ④ 海岸事業
(農地海岸、漁港海岸(以上農水省)、港湾海岸、河川海岸(以上国交省))
海岸保全施設の耐震調査や補修の実施、水門等の遠隔操作化などの整備を行う場合に連携を推進
- 地すべり対策事業等について、モデル地域において、監視・観測施設の設置等に係る計画の策定やこれに基づく効果的な事業の実施など国土交通省との連携を推進

【事業間の連携の推進】

- 森林と漁場の一体的整備の推進(林・水の事業の連携)
 - ・ 漁場環境保全創造事業の拡充
漁場環境と森林の保全を一体的に行うため、藻場造成等の整備にあわせて魚つき保安林等の整備(植栽工等)を実施
- 農山漁村の総合的な整備(農・林・水の事業の連携)
むらづくり交付金と漁村再生交付金について、同一計画のもとで事業を実施することを可能とし、農山漁村の効率的・効果的な整備を推進

予算配分を重点化

～ 政策課題の緊急性を踏まえて配分 ～

○ 重点4分野への重点化

16年度 78.5% → 17年度概算要求 79.9%

○ メリハリのついた事業別配分

【機能別分類（シェア）】

	H16当初		H17概算要求	対前年比
国土保全	24.0%	→	24.3%	+0.3ポイント
生活環境整備	23.8%	→	22.2%	▲1.6ポイント
食料供給基盤整備	52.2%	→	53.5%	+1.3ポイント

国の役割を重点化

～ 地域の力を最大限に発揮できる仕組みを目指す ～ (地方分権・地域再生の推進)

【地方の裁量を拡大】

○ 省庁間の事業の連携による地方の裁量の拡大（再掲）

- ・ 以下の4分野について、地方公共団体が複数の事業を実施している場合に、事業の進捗にあわせて事業費の流用が可能となるようにするための仕組みを構築

- ① 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、公共下水道(国交省)、浄化槽(環境省)
- ② 農道・林道と地方道(国交省)
- ③ 漁港と港湾(国交省)
- ④ 海岸事業（農地海岸、漁港海岸(以上農水省)、港湾海岸、河川海岸(以上国交省)）

○ 交付金の創設、拡充等

- ・ 漁村再生交付金の創設
漁村地域の再生を進めるため、市町村の裁量を大幅に拡大し、既存ストックの有効活用等を通じて水産業の生産基盤と生活環境を効率的・効果的に整備
- ・ むらづくり交付金の拡充
農林業及び農山村の総合的な整備を図るため、山村地域の生活環境基

盤の整備も実施できるようメニューを拡充

- ・ むらづくり交付金と漁村再生交付金を同一計画のもとで実施することを可能とすることにより、市町村の裁量に基づいた総合的な整備が実施できる仕組みを構築
- **事業の採択において地方の提案が活かせる仕組みを導入**
 - ・ 事業費の一部を市町村の提案する整備に充てることができる漁村再生交付金、美の田園復興事業を創設
- **地区別の事業費の配分を地方の裁量に委ねる仕組み（統合補助金）を拡充**
 - ・ 畜産環境総合整備事業のうち団体営について新たに統合補助金化
 - ・ 漁港漁場機能高度化事業及び漁港環境整備事業について、都道府県営も新たに統合補助金化することにより、両事業全てを統合補助金化

【国庫補助負担金を廃止・縮減】

- **農林水産関係一般公共に占める地方公共団体向け国庫補助金の割合**
16年度 18.5% → 17年度概算要求 17.1% (▲1.4ポイント)

○ **国庫補助負担事業の重点化**

(採択基準の引き上げ)

・ 田園空間整備事業

(都道府県営事業) 1億円以上 → 2億円以上

(団体営事業) 5,000万円以上 → 2億円以上

・ 保安林管理道整備事業 3,000万円以上 → 5,000万円以上

・ 水源流域広域保全事業 1億3,000万円以上 → 1億5,000万円以上

・ 漁港漁場機能高度化統合補助事業（漁場施設の改良・補修）

(都道府県事業) 3,000万円以上 → 5,000万円以上

(市町村事業) 1,000万円以上 → 3,000万円以上

・ 海岸事業：高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業

(市町村事業) 7,000万円以上 → 8,000万円以上

補修統合補助事業

(都道府県事業) 4,500万円以上 → 5,000万円以上

(市町村事業) 2,000万円以上 → 2,500万円以上

海岸環境整備事業 8,500万円以上 → 9,000万円以上

(補助事業の重点化)

- ・ 中山間地域総合整備事業について、農村生活環境の整備を農業生産基盤の整備と関連するものに重点化

政策評価の施策への反映と事業評価の取組みを拡大

～ 企画立案－実施－評価・改善を徹底する行政運営制度を確立 ～ (成果重視と説明責任の徹底)

○ 個別の事業地区毎の事業評価結果を反映

- ・ 新規着工要求は費用対効果分析等による事前評価の結果が一定基準を満たした地区に限定
- ・ 農林公共の直轄・機構営事業について98地区の期中評価を実施し、評価結果を踏まえ、24地区について事業計画を変更
- ・ 個別の事業地区（1,235地区）の完了後評価を実施し、評価結果を踏まえ、事業内容の見直しに活用

○ 政策手段別の評価結果を反映

政策手段別評価の更なる充実を図るとともに（公共関係においては2事業を追加）、評価結果を踏まえ、内容を改善。

（改善例）

評価の結果改善が必要とされた「融資事業指導監督」「換地等促進対策」の2事業について、より効率性や実効性を高める観点から、実施主体を都道府県から団体（土地改良事業団体連合会等）に変更

○ 事業評価の取組みを拡大

国営土地改良事業等において、17年度から完了後評価（事業完了概ね5年後）の評価対象全地区で費用対効果分析を実施。

コストを縮減

～ 平成15年度からの5年間で15%のコスト縮減を目指す ～ (農林水産公共事業コスト構造改革の実施)

○ 新たな技術・手法の開発・導入

- ・ 農業農村整備事業において以下の事項を実施
 - ① 官民連携によるコスト縮減に資する新技術の開発をより一層促進
 - ② 構造物の材料や工法等を規定し設計する手法から構造物に要求される性能を規定する設計手法（性能照査型設計手法）への転換に向けた調査
- ・ 林野公共事業において以下の事項を実施
 - ① 治山施設整備における直接的な工事コスト縮減を図るための新た

な設計手法（一律に安全性を規定した設計から施設ごとに規定する設計にかえることにより施設のスリム化を実現）を実証的に導入

② 森林整備事業における優良なコスト縮減技術等の実証調査

○ 地域の創意工夫を活かした住民参加型事業を拡大

- ・ 地域住民の参加により身近な施設等を整備する直営施工方式を積極的に活用
- ・ 施設の整備・維持管理について、都市住民、NPO等を含めた幅広い層の参画を促進

○ 地域資源等の活用を拡大

- ・ 水産基盤整備事業において、リサイクル材を活用した漁場づくり（覆砂等の実施）を促進
- ・ 工事の実施段階において、現場発生材、間伐材を最大限に利用

○ 積算の見直し

- ・ 資材単価等の積み上げによらず、工事の契約実績に基づき、工種別に単価設定を行うユニット・プライス型積算方式の導入に向けた調査を実施

○ PFI の積極的活用

- ・ 水産基盤整備事業に関し、地方公共団体が PFI 法に基づき事業を実施する場合について、補助対象として追加
- ・ むらづくり交付金における農村生活環境整備及び美の田園復興事業における都市・農村交流基盤の整備に関する事業主体として PFI 事業者を追加

公共事業から公共事業以外の政策手段へのシフト

～ 政策目的に照らし公共事業・非公共事業の区分に

とられない配分を実施 ～

○ 農業農村整備事業において公共事業予算の一部を活用し、

- ・ バイオマスの供給施設、変換施設及び利用施設を一体的に整備し、バイオマスタウン構想の早期実現を支援
- ・ 土地改良事業完了後であっても担い手への農地の利用集積に対する一定の効果が見込まれる場合について、土地利用調整活動を進める際に必要な経費の支援
- ・ 麦大豆等に加えて地域の振興作物について、水田の汎用化による生産拡大を促進するために必要な経費の支援

等に取り組む新たな非公共事業を実施（６７．４億円）

- **水産基盤整備事業において公共事業予算の一部を活用し、**
 - ・ 離島における国境監視機能の維持増進を図るため、漁村集落が共同で行う漁場監視の取組に対する支援
 - ・ 水産基盤整備事業等と一体的な計画の下、水産物の生産・流通・加工の過程における高度衛生管理に対応した施設整備の支援
 - ・ 干潟域における近年の機能の低下に対し生産力の改善を図るため、海域特性に応じた実証試験等の実施
- 等に取り組む新たな非公共事業を実施（３６億円）**

農山漁村における「地域自らが考え行動する」取組みの促進

～ 地域独自の発想による先駆的な取組みを支援 ～

- **立ち上がる農山漁村の推進**
 - ・ 農業参入支援基盤整備モデル事業
農地の有効利用と新たな担い手の育成による地域の基幹産業の再生・強化を支援するため、基盤整備を契機とした農外企業の農業参入等をモデル的に実施し、自立した地域を育成
- **魅力ある農山漁村づくりの推進**
 - ・ むらづくり交付金の拡充（再掲）
 - ・ 漁村再生交付金の創設（再掲）
 - ・ 美の田園復興事業
豊かな自然環境や美しい景観に恵まれた農村づくりに向け、景観農業振興地域整備計画等を策定した市町村等に対し、美しい景観形成に資する土地改良施設等の再生・保全、交流施設等の整備を支援
 - ・ 「景観法」（H16.6.18公布）や「水とみどりの『美の里』プラン２１」（H15.9.5公表）に基づき、農山漁村における良好な景観の形成を図りつつ事業を展開
- **地方の創意工夫を活かした行政や住民が一体となった取組みの拡大**
 - ・ 住民、企業、行政のパートナーシップにより、身近な地域の環境を見直し、自らの手で改善していくグラウンドワーク活動への支援を強化